介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会 〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号 TEL 054-253-5580 FAX 054-253-5589 [インターネット] http://www.shizukokuhoren.or.jp/ 静岡県国保連合会 検索

1 インターネット請求の申請に係る注意事項

インターネット請求申請書

平成 年 月 日提出

静岡県国民健康保険団体連合会理事長 様

介護給付費等の請求について、平成 年 月請求(提出)分 インターネット請求に変更いたします。 インターネット請求を開始する月 を記入してください

※注意※ サービス提供月ではありません

例) 3/1 から 3/10 までの請求業務から インターネット請求へ変更する場合、 平成 27 年 3 月請求(提出)分と記入

申請書が受理されますと『電子請求登録結果に関するお知らせ』を発行します。 事務処理等の都合上、発行までに2週間以上お待ちいただくことがあります。

【例】申請書に記載された、インターネット請求開始月が3月の場合、前月の受付終了後 (2月11日以降)に『電子請求登録結果に関するお知らせ』を発送いたします。

インターネット請求を開始するためには、電子証明書の取得が必要です。『電子請求登録結果に関するお知らせ』が届きましたら、速やかに手続きを行ってください。

2 介護給付適正化縦覧点検について

静岡県国保連合会では、市町の委託を受け介護給付適正化縦覧点検 を実施しています。

点検の結果、請求内容が不明なものについては当該事業所に照会を 行い、請求に誤りがあった場合は、取下げ再請求となります。 縦覧点を

静岡県国保連合会では、再請求された明細書においても請求内容 の再確認を行っております。適正な介護保険請求をお願いいたします。

国保中央会より、居宅介護 支援における『初回加算』の 算定について緊急連絡があり ましたのでお知らせします。

縦覧点検においても、居宅介護支援の初回加算における請求誤りが毎月、多数見受けられます。算定要件について再度確認をお願いします。

※算定についての具体例 と回答は別紙参照

(問) 居宅介護支援における初回加算の算定月について

月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更された場合、以下の4つのケースに おける初回加算の算定月はいつになるか。

[ケース1] 月の途中で入院し、入院直後に要介護状態区分が2区分以上変更された場合 (退院は翌月以降、当該月は入院前の居宅サービスの提供は有り)

[ケース2] 月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更され、変更日以降も継続して居宅 サービスの提供があった場合

[ケース3] 月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更されたが、変更日から当該月の末 日まで居宅サービスの提供が無く、翌月から居宅サービスの提供があった場合

[ケース4] 前月以前から入院しており、月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更された場合(退院は翌月以降、当該月は月を通して居宅サービスの提供は無し)

<問合わせ内容>

月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更された場合、以下の4つのケースにおける初回加算の算定月はいつになるか。

く参考>

- ◇ 初回加算について[老企第36号 第3の9]
 - 初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。
 - ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
 - ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
 - ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

<厚生労働省振興課回答>

初回加算は、新規にケアプランを作成する月に算定するというのが原則となる。 したがって、お尋ねの事例では、いずれの場合も変更後の要介護度におけるケアプランを初めて作成した月に算定することになる。

【ケース1】月の途中で入院し、入院直後に要介護状態区分が2区分以上変更された場合



- ・6月は要介護1のサービスを受けていたが、6/25に医療機関入院となる。
- -6/29に区分変更申請を行い、8/1に要介護4の認定がおりた。(6/29から有効)
- ・6月は要介護4のサービス実績はないが、支援事業所は月末時点の要介護度(4)により支給限度管理を行う。
- ・8/1に退院し、退院後は居宅にて要介護4のサービス提供を受ける。

【ケース2】月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更され、変更日以降も継続して居宅サービスの 提供があった場合



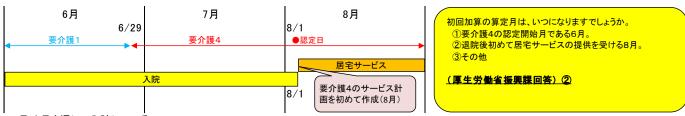
- ・6月は要介護1のサービスを受けていたが、6/29に区分変更申請を行い、8/1に要介護4の認定がおりた。(6/29から有効)
- ・6月は要介護4のサービス実績もあり(2日間)、支援事業所は月末時点の要介護度(4)により支給限度管理を行う。
- •7月以降は、継続して居宅サービス(要介護4のサービス)の提供を受けている。

【ケース3】月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更されたが、変更日から当該月の末日まで 居宅サービスの提供が無く、翌月から居宅サービスの提供があった場合



- ・6月は要介護1のサービスを受けていたが、6/29に区分変更申請を行い、8/1に要介護4の認定がおりた。(6/29から有効)
- ・6月は要介護4のサービス実績はないが、支援事業所は月末時点の要介護度(4)により支給限度管理を行う。
- ・7月以降は、継続して居宅サービス(要介護4のサービス)の提供を受けている。

【ケース4】前月以前から入院しており、月の途中で要介護状態区分が2区分以上変更された場合



- ・6月は月を通して入院している。
- ・6/29に区分変更申請を行い、8/1に要介護4の認定がおりた。(6/29から有効)
- ・8/1に退院し、退院後は居宅にて要介護4のサービス提供を受ける。

請求事務を担当される方は、御一読ください。